

収支計算書の記載科目について

○資金収支計算書

資金収入

学生生徒等納付金収入	授業料、入学金、実習費等
手数料収入	入学検定料、証明書発行手数料
寄付金収入	寄贈者から贈与された金銭
補助金収入	国又は地方公共団体から交付される補助金
資産売却収入	固定資産や有価証券等の売却による収入
付随事業・収益事業収入	補助活動収入(宿舍、給食等)、公開講座、外部機関からの受託事業等の収入
受取利息・配当金収入	特定資産や現預金の受取利息や配当金による収入
雑収入	施設貸出や上記の各収入以外の収入
借入金等収入	金融機関等から借り入れた資金
前受金収入	翌年度分の納付金等が当年度に納入された場合の収入
その他の収入	特定資産を取り崩した収入や前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入等
資金収入調整勘定	当該会計年度内に収入金額が確定しているにも拘わらず、当年度末までに収納されなかったもの(期末未収入金)や、前年度末に前受金として計上したものの(前期末前受金)を、この科目により調整します。
前年度繰越支払資金	前年度からの繰越資金

資金支出

人件費支出	教職員、役員に対する本俸、報酬、手当、所定福利費、退職金
教育研究経費支出	教育や研究活動等、直接学生生徒に関する経費
管理経費支出	教育活動以外の学生生徒に直接関係しない経費(法人等維持運営にかかる経費)
借入金等利息支出	借入金等に対する支払利息
借入金等返済支出	借入金等の返済金
施設関係支出	土地、建物、構築物等の購入にかかった経費
設備関係支出	教育研究用機器備品・管理用機器備品、図書、車両等の支出
資産運用支出	用途が特定された預金等の支出
その他の支出	当該年度会計年度外(前年度に未払金として計上していたものを当該年度に支払う前期末未払金支払支出や翌年度以降の経費となるものを当年度に支払う前払金支払支出など)の経費支出等
予備費	予算編成時において予期しない支出に対応するために設けている額
資金支出調整勘定	当年度内に支払義務が確定しているが、年度末に未払いとなったもの(期末未払金)や、当年度に属する経費を前年度以前に前払いしたものの(前期末前払金)を、この科目により調整
翌年度繰越支払資金	翌年度に繰り越す現金・預金

○事業活動収支計算書

教育活動収支

収入	学生生徒等納付金	資金収支と同じ
	手数料	資金収支と同じ
	寄付金	資金収支の寄付金収入の施設設備寄付(用途指定)を除いた額 現物寄付(資金の動きがない)額
	経常費等補助金	施設設備拡充等の目的以外で国や地方公共団体から交付される補助金
	付随事業収入 雑収入	資金収支と同じ 資金収支と同じ
支出	人件費	人件費は、基本的に資金収支と同じ。退職給与引当金繰入額とは、年度末に在籍する教職員全員の退職金相当額を算出し、一定額を引当金として確保するために必要額を繰り入れるもので、多額な費用を一度計上し、収支の不均衡を招かないよう、このような処理を行う。不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職金給与引当金計上額との差額を退職金として計上する。
	教育研究経費	減価償却額、現物寄付を除いて資金収支計算書と基本的に同額となる。減価償却額とは、建物や備品等の有形固定資産、その他の固定資産のその年度の減耗分。なお、減価償却額は経費科目として計上するが、実際に資金が支出されるわけではない。
	管理経費	減価償却額を除いて資金収支計算書と基本的に同額となる。
	徴収不能額等	学生生徒等納付金や貸付金等が徴収不能となることを想定し、過去の実績に基づき試算した結果を引当金として計上する。繰り入れる際には徴収不能引当金繰入額という科目を使用する。

教育活動外収支

収入	受取利息・配当金	※満期保有目的有価証券の評価基準は償却原価法を採用しているため、資金収支計算書の受取利息・配当金収入と差異あり。
	その他の教育活動外収入	教育活動外の収入額
支出	借入金等利息	資金収支と同じ
	その他の教育活動外支出	教育活動外の支出額

特別収支

収入	資産売却差額	施設設備を売却し、その売却収入が帳簿価額よりも上回っている場合にその差額を計上
	その他の特別収入	施設・設備にかかる寄付金(現物寄付を含む)・補助金を計上 過年度修正額(過去の修正額で当年度の収入となるもの)を計上
支出	資産処分差額	施設設備を除却処分した場合、処分時点の帳簿残高がその売却収入よりも上回っている場合にその差額を計上
	その他の特別支出	過年度修正額(過去の修正額で当年度の支出となるもの)を計上

収支差額等

基本金組入前当年度収支差額	当該会計年度の「事業活動収入」と「事業活動支出」の差額
基本金組入額	必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、当年度組入れた額
当年度収支差額	「基本金組入前当年度収支差額」から「基本金組入額合計」を控除した額
前年度繰越収支差額	前会計年度までの収支差額の繰越額
基本金取崩額	基本金の取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超えた場合の差額
翌年度繰越収支差額	前年度繰越収支差額と当年度収支差額を加減し、翌年度に繰り越される収支差額

○貸借対照表

<p>資産の部</p>	<p>【固定資産】 土地、建物、機器備品、図書等の有形固定資産、退職金の支払や固定資産を取得するために保有する特定資産、貸借対照表日(当該年度末)後1年を超える長期で保有する有価証券や翌々年度以降に回収される貸付金等のその他の固定資産です。</p> <p>【流動資産】 現金・銀行の各種預金・郵便貯金等や短期(1年以内)で運用する有価証券、翌年度の費用となる前払金、翌年度の収入となる未収入金などです。</p>
<p>負債の部</p>	<p>【固定負債】 返済期日が貸借対照表日(当該年度末)後1年を超えて到来する長期借入金や長期未払金、将来において負担すべき退職金を一定の基準で算出した額である退職給与引当金などです。</p> <p>【流動負債】 返済期日が1年以内に到来する短期借入金や未払金です。これ以外では、前受金や預り金も流動負債として計上されます。</p>
<p>純資産の部</p>	<p>【基本金】 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み込まれた金額を基本金といい、次の4つの区分に掲げる金額に相当する金額を基本金に組み入れる。</p> <p>第1号基本金: 施設・設備、規模の拡大及び教育の充実向上の為に取得した固定資産の価格</p> <p>第2号基本金: 将来取得する固定資産にあてる金銭その他の資産の額</p> <p>第3号基本金: 基金として継続的に保持し・運用する金銭その他の資産の額</p> <p>第4号基本金: 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学省が定める額</p> <p>【繰越収支差額】 各年度の収支差額は、事業活動収支計算書にて計算・表示されます。貸借対照表においては、その累積額が表示されることとなります。</p>